



記者発表資料

令和3年8月25日
教育委員会事務局学校教育部
【短縮日課及び時差登校に関すること】
学事課
電話245-5926 内線8111
【学習活動及び宿泊学習に関すること】
教育指導課
電話245-5934 内線8131
【体育・保健体育学習及び学校における
感染症予防対策に関すること】
保健体育課
電話245-5941 内線8151
【高等学校の教育活動について】
教育改革推進課
電話245-5712 内線8170
【特別支援学校の教育活動について】
教育支援課
電話245-5939 内線8251

学校教育活動等における新型コロナウイルス感染症対策について

千葉市立学校における夏季休業明けの対応については以下のとおりとしますので、お知らせします。

1 夏季休業明けの対応

感染防止対策を徹底した上で、8月30日（月）から学校教育活動を開始する。

(1) 感染防止対策の更なる徹底（家庭への協力依頼）

- ・手洗い、消毒、換気
- ・換気は30分ごとに1回
- ・体調変化への気づき

(2) 市立小中学校における短縮日課の実施【9月12日（日）まで】

- ・すべての学年において授業時間を40～45分に短縮し、5時間授業
- ・登校時の混雑を避けるため、時差通学の実施

※感染拡大の状況により、分散登校等の措置についても検討する。

※市立高等学校及び附属中学校、市立高等特別支援学校については、分散登校、時差登校及び短縮日課を工夫して実施する。

(3) 登校・出欠の扱い

- ・保護者から、感染が不安で欠席させたいという申し出があった場合は、学校長判断により「出席停止」とする。

2 学習指導・心のケア等の支援について

(1) 休校や学年・学級閉鎖等を余儀なくされた場合

- ・教科書、学習プリント及びギガタブを活用したオンライン教材を組み合わせた家庭学習の実施
- ・グーグルミート等によるオンライン授業、児童生徒の健康観察、教育相談等

(2) 登校できない児童生徒への対応

- ・従来どおり、学習プリントの活用等により、丁寧に学習保障を行う。
- ・電話等による健康観察、学習相談、教育相談
- ・ギガタブを活用したオンライン指導

(3) インターネット環境の整備

- ・インターネット環境が整備されていない家庭については、Wi-Fi ルーターの貸出しにより対応する。

3 リスクの高い学習活動、外部から人を招いての活動等について【9月12日まで】

- (1) 「感染リスクが高い学習活動」として示されている、合唱、器楽演奏、調理実習等は、実施しない。
- (2) 不特定多数が来校する行事は行わない。
※学習参観、懇談会、保護者会等

4 学校部活動について【9月12日まで】

原則として8月30日より部活動は実施しない。

※県・関東・全国大会及びその予選となる大会等に出場する場合は、必要な対策を講じることを条件として、協議のうえ活動を認める。

- ~~(1) 活動は週4日、平日・休日ともに90分程度とし、朝練習は実施しない。~~
- ~~(2) 練習試合、合同練習、演奏会などは行わない。~~

5 宿泊学習について【9月12日まで】

県外への移動を伴う活動は行わないこととし、県内においても延期・減泊等を視野に入れ検討する。

6 高等学校について

原則、県立学校と同様の取り扱いとする。

7 その他

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、緊急事態宣言期間の発令期間にかかわらず、必要に応じて対応の見直し・検討を実施する。